

農業者の皆さまへ

## 農地の賃借方法が変わります!

法の改正に伴い、令和7年4月より農地の利用権設定の方法が変わります。

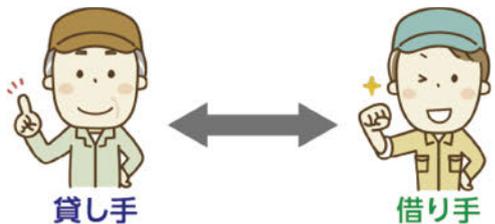
農地の貸し借りは、農地バンクを経由した方法(利用権設定)に変わります。

また、手続きには4か月ほどかかるため、農林水産課へ早めの事前調整をお願いします。

※農地法第3条による申請は従来通りとなります。

**現在**

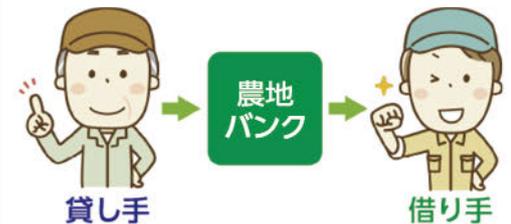
利用権での農地の賃借は令和7年3月14日受付分の新規、再利用権設定まではこれまで通りとなります。



貸し手                      借り手

**令和7年4月以降**

令和7年4月以降に農地の利用権設定を予定されている方は、農地バンクを経由することになります。



貸し手                      農地バンク                      借り手

現在契約中の利用権設定につきましては、期間満了まで有効です。

お問い合わせ:農林水産課 農政係 ☎966-1202

## 老後をしっかりサポート

# 農業者年金

農業者なら誰でも入れる

**終身年金**

大きな節税効果!

**社会保険料控除**

一定の要件を満たす方には

**保険料の国庫補助**

35歳未満の方で一定要件を満たす方は**月額1万円**から加入できます!!

農業者年金の加入には、



- ①「国民年金第1号被保険者であること」
- ②「年間60日以上農業に従事していること」
- ③「60歳未満であること」

の3つの要件を満たしている必要があります。

～詳しくは、農業委員会またはJAへご相談ください～



お問い合わせ:JAおきなわ恩納支店 ☎966-8103/恩納村農業委員会 ☎966-1204